

# 嶺南地域 公共交通網形成計画

福井県嶺南地域公共交通活性化協議会  
(福井県、敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町)

令和2年3月



## 目 次

はじめに	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の区域	2
4. 計画の期間	2
<b>I 嶺南地域を取り巻く現況</b>	<b>3</b>
1. 位置・地勢	3
2. 人口、将来推計	4
3. 年齢構成（高齢化率）および推移	5
4. 北陸新幹線の開業	6
5. 日常生活に必要な施設の立地状況	7
6. 通勤・通学の動き	9
7. 自動車利用、運転免許所有の状況	11
8. 観光の状況	13
<b>II 県や各市町における関連計画</b>	<b>17</b>
<b>III 嶺南地域の公共交通</b>	<b>20</b>
1. 公共交通ネットワークの概要	20
2. 鉄道	22
3. バス等	27
<b>IV 公共交通に関する各種調査結果</b>	<b>44</b>
1. 各種調査の概要	44
2. JR 小浜線利用客 OD 調査	45
3. JR 小浜線利用客へのアンケート	51
4. バス等の利用客へのアンケート	55
5. 居住者へのアンケート	59
6. 高校生へのアンケート	70
7. 観光客・来院者・買い物客へのアンケート	75
<b>V 嶺南地域の公共交通の現状と課題</b>	<b>87</b>
1. 嶺南地域の公共交通を取り巻く現状	87
2. 嶺南地域の公共交通の施策の方向性	90
<b>VI 目指す姿と今後の取組み</b>	<b>91</b>
1. 嶺南地域の公共交通が目指す姿（基本目標）	91
2. 今後の取組み（事業）	92
3. 本計画に定める事業	93
4. 取組み（事業）のスケジュール	102
5. 事業の実施にあたって	104
<b>VII 計画の達成状況の評価</b>	<b>105</b>
参考資料	
1. 計画策定の経緯	108
2. 嶺南地域公共交通活性化協議会委員名簿	109
3. 県や各市町における関連計画	110



# はじめに

## 1.計画の目的

嶺南地域の公共交通は、地域交通の基軸となるJR小浜線をはじめ、民間の路線バス、概ね各市町内を運行するコミュニティバス、乗合タクシー等がありますが、近年の人口減少やクルマ志向が高いことなどにより、利用者は減少しています。一方、クルマを運転できない高齢者や中高生等の日々の移動手段として、公共交通の重要性はますます高まっており、地域の移動手段として、将来にわたって持続可能な交通ネットワークを構築する必要があります。また、令和5年春には北陸新幹線敦賀開業を控えており、地域の軸となる小浜線の各駅を二次交通の拠点として、その開業効果を地域全体に波及させることが重要です。さらに、小浜・京都ルートによる全線開業についても視野に入れ、拠点となる新幹線駅を広域的な核として、今後の地域の公共交通網の充実について検討していくことが必要です。

このような状況の中、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や地方公共団体の果たすべき役割などを定めた交通政策基本法が平成25年に策定され、平成26年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、地方公共団体が公共交通事業者や住民と連携しつつ、マスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」を策定することができるようになりました。

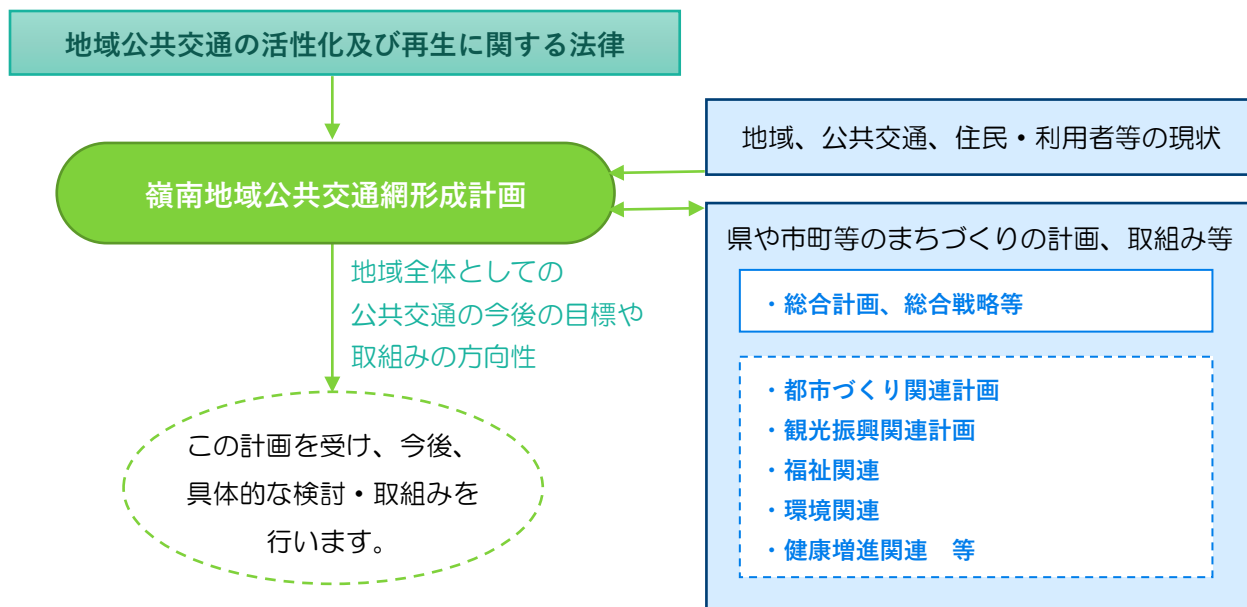
当地域では、これまで、各市町が総合計画等や関連計画を策定し、それぞれの目標および計画に基づき、公共交通への取組みを行ってきましたが、今後、嶺南地域全体をとらえ、住民の日々の外出の支援や、観光振興に貢献する公共交通サービスを考えていく必要があります。

また、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することをめざすSDGs（持続可能な開発目標）への取組みが各地で始まっています。SDGsの基本理念を共通認識としてとらえることが重要です。

これらをふまえ、地域、公共交通に関する現状や住民・利用者の状況等を把握したうえで、住民、利用者、公共交通事業者、行政等が連携しながら取り組めるよう、嶺南地域全体の公共交通に関する今後の目標や取組みの方向性を示す計画として、「嶺南地域公共交通網形成計画」を策定します。

## 2.計画の位置づけ

「嶺南地域公共交通網形成計画」は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、地域、公共交通、住民・利用者等の現状をふまえるとともに、各市町におけるまちづくりの計画や取組み等との連携を図りながら、嶺南地域全体としての公共交通の今後の目標や取組みの方向性を示す計画です。



## 3.計画の区域

本計画は、嶺南地域全域を対象とします。

## 4.計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。